

										○	保健所長
										○	保健所長
										○	保健所長
										○	保健所長
										○	保健所長
										○	保健所長
										○	保健所長
										○	保健所長
										○	保健所長
										○	保健所長
										○	保健所長
										○	保健所長
									○		

	1項において準用する同法第2条第2項において準用する第11条第1項の規定による登録の更新の拒否若しくは同条第2項の規定による当該拒否に係る通知												
37	同法第33条第1項において準用する同法第3条第2項において準用する同法第10条第1項の規定による第二種フロン類回収業者登録簿の登録事項の変更若しくは同条第2項の規定による当該変更に係る通知又は同法第33条第1項において準用する同法第3条第2項において準用する同法第11条第1項の規定による登録簿の登録事項の変更の拒否若しくは同条第2項の規定による当該拒否に係る通知								○	保健所長			
38	同法第33条第1項において準用する同法第4条の規定による第二種フロン類回収業者登録簿の根拠								○	保健所長			
39	同法第33条第1項において準用する同法第5条第1項の規定による第二種フロン類回収業者に係る廃棄物の届出の受理								○	保健所長			
40	同法第33条第1項において準用する同法第6条の規定による第二種フロン類回収業者の登録の抹消								○	保健所長			
41	同法第33条第1項において準用する同法第7条第1項の規定による第二種フロン類回収業者の登録の取消し又は業務の停止命令及び同法第33条第1項において準用する同法第7条第2項において準用する同法第11条第2項の規定による当該取消し等に係る通知						○						
42	同法第33条第1項において準用する同法第22条第2項の規定による第二種フロン類回収業者からの回収量の報告の受理								○	保健所長			
43	同法第33条第2項において準用する同法第4条の規定による同法第32条第2項の規定により登録を受けた第二種フロン類回収事業者（以下「第二種フロン類回収事業者」という。）に係る登録簿の根拠								○	保健所長			
44	同法第33条第2項において準用する同法第5条第1項の規定による第二種フロン類回収事業								○	保健所長			

									者に係る廃棄等の届出の受理													
									45 同法第33条第2項において準用する同法第16条の規定による第2項第二種フロン類回収事業者の登録の抹消									○	保健所長			
									46 同法第33条第2項において準用する同法第17条第1項の規定による第2項第二種フロン類回収事業者の登録の抹消又は業務の停止命令及び同法第33条第2項において準用する同法第17条第2項において準用する同法第11条第2項の規定による当該登録抹消等の通知										○			
									47 同法第33条第2項において準用する同法第22条第2項の規定による第2項第二種フロン類回収事業者からの回収量等の報告の受理										○	保健所長		
									48 同法第34条の規定による報告事項の主務大臣への通知										○			
									49 同法第42条第1項の規定による指導及び助言										○	保健所長		
									50 同法第43条第1項又は第4項の規定による勧告及び同法第6項の規定による命令										○	保健所長		
									51 同法第43条第2項の規定による国土交通大臣への通知										○			
									52 同法第44条第1項の規定による報告の徴収又は勧告及び同法第2項の規定による命令										○	保健所長		
									53 同法第70条の規定によるフロン類の回収又は破壊の実施の状況等に関する報告の徴収										○	保健所長		
									54 同法第11条第1項の規定による立入検査										○	保健所長		
九 略																						
		18 同法第43条の規定によるフロン類の回収又は破壊の実施の状況等に関する報告の徴収																		○	総合事務所長	
		19 同法第44条第1項の規定による立入検査																			○	総合事務所長
十 使用済自動車等の再資源化に関する法律(平成14年法律第87号)に基づく知事の権限に属する事務																						
		1 同法第9条の規定による指導及び助言																			○	総合事務所長
		2 同法第20条第1項の規定による関係事業者に対する勧告及び同法第2項の規定によるフロン回収業者に対する勧告																			○	総合事務所長
		3 同法第20条第3項の規定による同条前二項の勧告に係る措置を講ずべきことの命令																			○	総合事務所長
		4 同法第42条第1項の規定による引取業者の登録及び同法第																			○	総合事務所長
		1 同法第9条の規定による指導及び助言																			○	保健所長
		2 同法第20条第1項の規定による関係事業者に対する勧告及び同法第2項の規定によるフロン回収業者に対する勧告																			○	保健所長
		3 同法第20条第3項の規定による同条前二項の勧告に係る措置を講ずべきことの命令																			○	保健所長
		4 同法第42条第1項の規定による引取業者の登録及び同法第																			○	保健所長

に限る。 ② ①以外のもの					<input type="checkbox"/>	総合事務所長												
12 同条例第14条第2項の規定による市町村長への協力の要請 ① 日野総合事務所 所の所管区域に係るもの(処分籍に係るもの又は告示継続を要するものに限る。) ② ①以外のもの			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	総合事務所長										<input type="checkbox"/>	保健所長	
13 同条例第15条の規定による実施状況報告書の受理 ① 日野総合事務所 所の所管区域に係るもの(処分籍に係るもの又は告示継続を要するものに限る。) ② ①以外のもの			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	総合事務所長										<input type="checkbox"/>	保健所長	
14 同条例第16条第1項の規定による実施状況報告書の送付 ① 日野総合事務所 所の所管区域に係るもの(処分籍に係るもの又は告示継続を要するものに限る。) ② ①以外のもの			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	総合事務所長										<input type="checkbox"/>	保健所長	
15 同条例第16条第2項の規定による市町村長の意見の聴取 ① 日野総合事務所 所の所管区域に係るもの(処分籍に係るもの又は告示継続を要するものに限る。) ② ①以外のもの			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	総合事務所長										<input type="checkbox"/>	保健所長	
16 同条例第17条第1項の規定による合意形成に関する審査結果の通知等 ① 日野総合事務所 所の所管区域に係るもの(処分籍に係るもの又は告示継続を要するものに限る。) ② ①以外のもの			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	総合事務所長										<input type="checkbox"/>	保健所長	
17 同条例第17条第3項の規定による実施状況報告書の受理 ① 日野総合事務所 所の所管区域に係るもの			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	総合事務所長										<input type="checkbox"/>	保健所長	
② ①以外のもの ア 告示継続を要するもの イ ア以外のもの					<input type="checkbox"/>											<input type="checkbox"/>	保健所長	
12 同条例第14条第2項の規定による市町村長への協力の要請 ① 産業廃棄物の処分籍に係るもの			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>											<input type="checkbox"/>	保健所長	
② ①以外のもの ア 告示継続を要するもの イ ア以外のもの					<input type="checkbox"/>											<input type="checkbox"/>	保健所長	
13 同条例第15条の規定による実施状況報告書の受理 ① 産業廃棄物の処分籍に係るもの			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>											<input type="checkbox"/>	保健所長	
② ①以外のもの ア 告示継続を要するもの イ ア以外のもの					<input type="checkbox"/>											<input type="checkbox"/>	保健所長	
14 同条例第16条第1項の規定による実施状況報告書の送付 ① 産業廃棄物の処分籍に係るもの			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>											<input type="checkbox"/>	保健所長	
② ①以外のもの ア 告示継続を要するもの イ ア以外のもの					<input type="checkbox"/>											<input type="checkbox"/>	保健所長	
15 同条例第16条第2項の規定による市町村長の意見の聴取 ① 産業廃棄物の処分籍に係るもの			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>											<input type="checkbox"/>	保健所長	
② ①以外のもの ア 告示継続を要するもの イ ア以外のもの					<input type="checkbox"/>											<input type="checkbox"/>	保健所長	
16 同条例第17条第1項の規定による合意形成に関する審査結果の通知等 ① 産業廃棄物の処分籍に係るもの			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>											<input type="checkbox"/>	保健所長	
② ①以外のもの ア 告示継続を要するもの イ ア以外のもの					<input type="checkbox"/>											<input type="checkbox"/>	保健所長	
17 同条例第17条第3項の規定による実施状況報告書の受理 ① 産業廃棄物の処分籍に係るもの			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>											<input type="checkbox"/>	保健所長	

	るもの(処分案に係るもの又は告示縦覧を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの						<input type="radio"/>	総合事務所長
18	同条例第18条第1項の規定による意見の調整の申出の受理 (一) 日野総合事務所管内施設に係るもの(処分案に係るもの又は告示縦覧を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの						<input type="radio"/>	総合事務所長
19	同条例第18条第2項の規定による意見の調整の実施	<input type="radio"/>						
20	同条例第18条第3項の規定による市町村長への協力の要請	<input type="radio"/>						
21	同条例第18条第5項の規定による調整に関する意見書の受理	<input type="radio"/>						
22	同条例第19条第1項の規定による意見の調整結果の通知等	<input type="radio"/>						
23	同条例第20条の規定による意見の調整の最終結果	<input type="radio"/>						
24	同条例第21条第2項の規定による協定の締結に関する助言 (一) 日野総合事務所管内施設に係るもの(処分案に係るもの又は告示縦覧を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの						<input type="radio"/>	総合事務所長
25	同条例第22条第1項又は第2項の規定による変更届出書の受理又は当該届出書							
	(二) (一)以外のもの ア 告示縦覧を要するもの イ ア以外のもの						<input type="radio"/>	保健所長
18	同条例第18条第1項又は第2項の規定による意見の調整の申出の受理又は意見の調整の実施 (一) 産業廃棄物の処分案に係るもの (二) (一)以外のもの ア 告示縦覧を要するもの イ ア以外のもの						<input type="radio"/>	保健所長
19	同条例第18条第3項の規定による市町村長への協力の要請 (一) 産業廃棄物の処分案に係るもの (二) (一)以外のもの ア 告示縦覧を要するもの イ ア以外のもの						<input type="radio"/>	保健所長
20	同条例第18条第5項の規定による調整に関する意見書の受理 (一) 産業廃棄物の処分案に係るもの (二) (一)以外のもの ア 告示縦覧を要するもの イ ア以外のもの						<input type="radio"/>	保健所長
21	同条例第19条第1項の規定による意見の調整結果の通知等 (一) 産業廃棄物の処分案に係るもの (二) (一)以外のもの ア 告示縦覧を要するもの イ ア以外のもの						<input type="radio"/>	保健所長
22	同条例第20条の規定による意見の調整の最終結果 (一) 産業廃棄物の処分案に係るもの (二) (一)以外のもの ア 告示縦覧を要するもの イ ア以外のもの						<input type="radio"/>	保健所長
23	同条例第21条第2項の規定による協定の締結に関する助言 (一) 産業廃棄物の処分案に係るもの (二) (一)以外のもの ア 告示縦覧を要するもの イ ア以外のもの						<input type="radio"/>	保健所長
24	同条例第22条第1項又は第2項の規定による変更届出書の受理又は当該届出書							

<p>の送付 (一) 日野総合事務所の管区に属するもの(処分を要するもの又は告示を要するものに限る。)</p> <p>(二) (一)以外のもの</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p>総合事務所長</p>			
<p>26 同条例第26条第1項の規定による廃止届出書の受理 (一) 日野総合事務所の管区に属するもの(処分を要するもの又は告示を要するものに限る。)</p> <p>(二) (一)以外のもの</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p>総合事務所長</p>			
<p>27 同条例第27条第3項の規定による市町村長への通知 (一) 日野総合事務所の管区に属するもの(処分を要するもの又は告示を要するものに限る。)</p> <p>(二) (一)以外のもの</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p>総合事務所長</p>			
<p>28 同条例第28条第1項又は第2項の規定による処理状況報告書の受理又は当該報告書の公表</p>	<p><input type="checkbox"/></p>	<p>総合事務所長</p>			
<p>29 同条例第29条の規定による事故対応等の届出書の受理</p>	<p><input type="checkbox"/></p>	<p>総合事務所長</p>			
<p>30 同条例第29条第3項の規定による協定の締結に関する助言 (一) 日野総合事務所の管区に属するもの(処分を要するもの又は告示を要するものに限る。)</p> <p>(二) (一)以外のもの</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p>総合事務所長</p>			
<p>31 同条例第31条の規定による報告の徴収 (一) 日野総合事務所の管区に属するもの(処分を要するもの又は告示を要するものに限る。)</p> <p>(二) (一)以外のもの</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p>総合事務所長</p>			
<p>32 同条例第32条第1項の規定による届出 (一) 日野総合事務所の管区に属するもの(処分を要するもの又は告示を要するものに限る。)</p> <p>(二) (一)以外のもの</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p>総合事務所長</p>			
<p>33 略</p>					
<p>の送付 (一) 産業廃棄物の処分を要するもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p> <p>ア 告示を要するもの</p> <p>イ ア以外のもの</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p>保健所長</p>			
<p>25 同条例第25条第1項の規定による廃止届出書の受理 (一) 産業廃棄物の処分を要するもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p> <p>ア 告示を要するもの</p> <p>イ ア以外のもの</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p>保健所長</p>			
<p>26 同条例第26条第3項の規定による市町村長への通知 (一) 産業廃棄物の処分を要するもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p> <p>ア 告示を要するもの</p> <p>イ ア以外のもの</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p>保健所長</p>			
<p>27 同条例第27条第1項又は第2項の規定による処理状況報告書の受理又は当該報告書の公表</p>	<p><input type="checkbox"/></p>	<p>保健所長</p>			
<p>28 同条例第28条の規定による事故対応等の届出書の受理</p>	<p><input type="checkbox"/></p>	<p>保健所長</p>			
<p>29 同条例第29条第3項の規定による協定の締結に関する助言 (一) 産業廃棄物の処分を要するもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p> <p>ア 告示を要するもの</p> <p>イ ア以外のもの</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p>保健所長</p>			
<p>30 同条例第30条の規定による報告の徴収 (一) 産業廃棄物の処分を要するもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p> <p>ア 告示を要するもの</p> <p>イ ア以外のもの</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p>保健所長</p>			
<p>31 同条例第31条第1項の規定による届出 (一) 産業廃棄物の処分を要するもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p> <p>ア 告示を要するもの</p> <p>イ ア以外のもの</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p>保健所長</p>			
<p>32 略</p>					

	号)に基づく 知事の権 限に属する 事務	2 同法第9条の3第 1項の規定による適 当な措置を採るべき ことの要求	○					
		3 同法第9条の4第 1項の規定による景 品類等に関する報告 の要求及び事務等 への立入検査の実施		○				
四	家庭用品 品質表示法 施行令 (昭 和67年政令 第390号) 第3条の規 定により知 事の権限に 属するもの とされた家 庭用品品質 表示法 (昭 和67年法律 第104号) に基づく事 務	1 同法第4条第1項 の規定による表示事 項の表示又は遵守事 項の遵守をすべきこ との指示				○		
		2 同法第4条第2項 の規定による指示に 従はず旨の公表	○					
		3 同法第10条第2項 の規定による家庭用 品の品質に関する表 示の調査					○	
		4 同法第9条第1項 の規定による販売業 者からの報告の徴収 及び異議等への立入 検査の実施					○	
五	消費生活 用製品安全 法施行令 (昭 和69年政令 第48号) 第10条の規 定により知 事の権限に 属するもの とされた消 費生活用製 品安全法 (昭 和48年法 律第31号) に基づく事 務	1 同法第33条第1項 の規定による特定製 品の販売の業務の状 況に関する報告の徴 収					○	
		2 同法第34条第1項 の規定による特定製 品の販売の事業を行 う者の事務等への 立入検査の実施					○	
		3 同法第35条第1項 の規定による特定製 品の所有者等に対す る特定製品を提出す べきことの命令					○	
六	消費生活 協同組合法 (昭和63年 法律第200 号) に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同法第2条第3項 ただし書の規定によ る組合員以外の者に 組合の事業を利用さ せることの許可		○				
		2 同法第12条第5項 の規定による組合に 対する措置の命令		○				
		3 同法第26条第2項 の規定による模範定 款例の認定		○				
		4 同法第42条に基 いて得附する民法第6 条の規定による仮理 事の選任	○					
		5 同法第43条第3項 の規定による定款の 変更の認可	○					
		5の2 同法第43条第 4項の規定による規 約の設定、変更又は 廃止の認可	○					
		6 同法第38条の規定 による組合の設立の 認可	○					
		7 同法第42条第2項 の規定による組合の 解散の認可	○					
		8 同法第33条第1項 の規定による解離組	○					

	合の組織の認可								
	9 同法第5条第2項の規定による組合の合併の認可	○							
	10 同法第30条の規定による組合の業務又は財産の状況に関する報告の徴収						○	消費生活センター所長	
	11 同法第30条の2の規定による組合員等に関する報告の徴収						○	消費生活センター所長	
	11の2 同法第30条の3の規定による組合の業務又は財産の状況に関する報告又は資料の提出の要求						○	消費生活センター所長	
	12 同法第34条の規定による組合の業務又は財産状況の検査						○	消費生活センター所長	
	12の2 同法第34条の2の規定による組合に対する定款の変更等監督上必要な命令	○							
	13 同法第36条の規定による組合に対する措置の命令、事業の停止の命令及び解散の命令	○							
	13の2 同法第36条の2の規定による規約の裁定等の認可の取消し	○							
	14 同法第36条第1項の規定による組合の総会の議決又は選挙若しくは当選の取消し		○						
七 消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和65年鳥取県条例第5号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第7条第1項又は第2項の規定による危害商品等の調査及び当該調査に必要な資料の提出等の要求		○						
	2 同条例第7条第3項の規定による危害商品等の調査に係る資料の提出及び旨等の公表		○						
	3 同条例第8条第1項の規定による危害商品等の供給の中止等の報告		○						
	4 同条例第8条第2項の規定による危害商品等の供給の中止等の報告に基づいて講じた措置等についての報告の要求			○					
	5 同条例第8条第3項の規定による危害商品等の供給の中止等の報告に基づいて講じた措置等についての報告の要求		○						
	6 同条例第9条第3項の規定による自主基準の設定等についての指導及び助言		○						
	7 同条例第11条第1項の規定による県基準の遵守の報告		○						
	8 同条例第11条第2		○						

	項の規定による県基準の遵守の勧告に従わない旨の公表								
9	同条例第11条の4第1項又は第2項の規定による不当な取引法等の調査及び当該調査に必要な資料の提出等の要求							○	消費生活センター所長
10	同条例第11条の4第3項の規定による不当な取引法の調査に係る資料の提出がなされない旨等の公表	○							
10の2	同条例第11条の5の規定による不当な取引法、商品等の種類等の情報の公表	○							
11	同条例第11条の6第1項の規定による不当な取引法の改善等の勧告	○							
12	同条例第11条の6第2項の規定による不当な取引法の改善等の勧告に基づいて講じた措置等についての報告の要求	○							
13	同条例第11条の6第3項の規定による不当な取引法の改善等の勧告に従わない旨の公表	○							
13の2	同条例第11条の7の規定による不当な取引法を執った事業者の氏名等の公表	○							
14	同条例第11条の8第1項及び第2項の規定による不当な取引法の未然防止に係る調査及び指導並びに当該調査及び指導に必要な資料の提出等の要求		○						
15	同条例第13条の規定による消費者からの苦情の処理							○	消費生活センター所長
16	同条例第14条第3項の規定によるあっせん等に係る資料の提出がなされない旨等の公表	○							
17	同条例第17条第1項の規定による生活関連物資の価格の動向等の公表	○							
18	同条例第18条第1項の規定による生活関連物資の調査		○						
19	同条例第18条第2項の規定による生活関連物資の調査に必要な報告の要求及び営業者等への立入調査の実施		○						
20	同条例第18条第4項の規定による緊急調査に係る報告がなされない旨等の公表	○							
21	同条例第19条第1	○							

	の立入検査の実施								
九 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令（平成5年政令第9号）第7条の規定により知事の権限に属するものとされたゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成4年法律第3号）に基づく事務	1 同法第10条の規定による必要な措置を採るべきことの指示	○							
	2 同法第11条第1項の規定による会員契約の締結、更新又は解除に係る業務の全部又は一部を停止すべきことの命令	○							
	3 同法第11条第2項の規定による命令をした旨の公表	○							
	4 同法第7条第1項の規定による報告の徴収及び申請書の立入検査の実施	○							
十 鳥取県立消費生活センター管理規則（昭和46年鳥取県規則第8号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条の規定による指示						○		消費生活センター所長
十一 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1 同法第2条の規定による死亡獣畜取扱場外における死亡獣畜の解体等の許可						○		保健所長
	2 同法第3条の規定による化製場又は死亡獣畜取扱場の設置の許可及びその構造設備の変更の届出の受理		○						
	3 同法第6条の規定による化製場若しくは死亡獣畜取扱場の設置者等に対する報告の請求又は化製場若しくは死亡獣畜取扱場への立入り及びその構造設備等の検査							○	保健所長
	4 同法第6条の2の規定による化製場又は死亡獣畜取扱場の構造設備の公衆衛生上必要な基準に適合するため必要な措置等の命令							○	保健所長
	5 同法第7条の規定による化製場若しくは死亡獣畜取扱場の設置の許可の取消し又はその施設の使用の制限若しくは禁止の命令		○						
	6 同法第8条において準用する同法第3条の規定による製造又は装置の施設の設置の許可及びその構造設備の変更の届出の受理		○						
	7 同法第8条において準用する同法第6条の規定による製造又は装置の施設を設置者等に対する報告の請求又はその施設への立入り及びその構造設備等の検査							○	保健所長

	4	同規則第2条の規定による動物の飼養等の停止等の届出の受理							○	保健所長
十三 理容師法（昭和22年法律第234号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第0条第2項の規定による理容師の業務の停止							○	保健所長
	2	同法第1条の規定による理容所の位置等の届出又は届出事項の変更の届出若しくは美容所の廃止の届出の受理							○	保健所長
	3	同法第1条の2の規定による理容所の構造設備の検査及び確認							○	保健所長
	4	同法第1条の3第2項の規定による理容所の開設者の地位の承継の届出の受理							○	保健所長
	5	同法第1条の4第2項の規定による講習会の指定					○			
	6	同法第3条第1項の規定による理容所への立入り及び支ふに接する布片等の清潔の保持等の措置の実施状況の検査							○	保健所長
	7	同法第4条の規定による理容所の閉鎖の命令							○	保健所長
	十四 理容師法施行令（昭和28年政令第232号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同令第5条の規定による理容師の業務停止処分をしたときの厚生労働大臣への通知					○		
十五 理容師法施行規則（平成09年厚生省令第4号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同規則第7条第3項の規定による理容師の免許補正又は免許再証明書の受理							○	保健所長
十六 美容師法（昭和22年法律第163号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第0条第2項の規定による美容師の業務の停止							○	保健所長
	2	同法第1条の規定による美容所の位置等の届出又は届出事項の変更の届出若しくは美容所の廃止の届出の受理							○	保健所長
	3	同法第2条の規定による美容所の構造設備の検査及び確認							○	保健所長
	4	同法第2条の2の規定による美容所の開設者の地位の承継の届出の受理							○	保健所長
	5	同法第2条の3第2項の規定による講習会の指定					○			
	6	同法第4条第1項の規定による美容所への立入り及び支ふに接する布片等の清							○	保健所長

		潔の保管等の措置の実施状況の検査												
	7	同法第5条の規定による美容所の閉鎖の命令									○			保健所長
十七	美容師法施行令（昭和52年政令第277号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条の規定による美容師の業務停止処分をしたときの厚生労働大臣への通知								○				
十八	美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第7条第3項の規定による美容師の免許証又は免許証明書の受理												○ 保健所長
十九	クリーニング業法（昭和25年法律第207号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条の規定によるクリーニング所の位置等の届出の受理又は届出事項の変更若しくはクリーニング所の廃止の届出の受理												○ 保健所長
	2	同法第5条の2の規定によるクリーニング所の構造設備の検査及び確認												○ 保健所長
	2の2	同法第5条の3第2項の規定によるクリーニング所の営業者の地位の承継の届出の受理												○ 保健所長
	3	同法第6条の規定によるクリーニング師の免許								○				
	4	同法第7条の規定によるクリーニング師試験の施行								○				
	5	同法第8条の規定によるクリーニング師の免許に関する事項の登録								○				
	6	同法第9条の規定による洗たくの処理等の業務に従事する者の業務の停止												○ 保健所長
	7	同法第10条の規定によるクリーニング所への立入り及びクリーニング所等の清潔の保管等の措置の実施状況の検査の実施												○ 保健所長
	8	同法第10条の2の規定による営業者が法令の規定を違反している場合の必要な措置を採るべき旨の命令												○ 保健所長
	9	同法第11条の規定による営業の停止又はクリーニング所の閉鎖の命令												○ 保健所長
	10	同法第12条の規定によるクリーニング師の免許の取消し								○				
二十	クリーニング業法	1 同法第1条の規定によるクリーニング								○				

	施行令 (昭 和28年政令 第233号) に基づく知 事の権限に 属する事務	師の免許証の交付、 訂正及び交付又は再 交付 2 同令第2条の規定 による他の都道府県 知事の免許を受けた クリーニング師の免 許の取消しを適当と 認めるときの免許を 与えた都道府県知事 への通知							○				
	二十一 興行 場法 (昭和 23年法律第 137号) に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同法第2条の規定 による業として興行 場を営営することの 許可 2 同法第2条の2第 2項の規定による営 業の承継の届出の受 理 3 同法第5条の規定 による営業者等から の報告の徴収又は立 入り及び興行場の換 気等の措置の実施状 況検査の実施 4 同法第6条の規定 による業として興行 場を営営することの 許可の取消し又は営 業の停止の命令								○	保健所長		
	二十二 鳥取 興行場法 施行条例 (昭 和69年鳥 取県条例第 16号) に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 同条例第4条の規 定による興行場の設 置の場所、構造設備 又は措置の基準の緩 和等の決定								○	保健所長		
	二十三 鳥取 興行場法 施行細則 (昭 和69年鳥 取県規則第 60号) に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 同規則第3条の規 定による興行場営業 の変更の届出の受理 2 同規則第4条の規 定による興行場営業 の停止等の届出の受 理								○	保健所長		
	二十四 旅館 業法 (昭和 23年法律第 138号) に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同法第3条第1項 の規定による旅館業 を営営することの許 可 2 同法第3条の2第 1項又は第3条の3 第1項の規定による 営業の承継の承認 3 同法第7条第1項 の規定による営業者 等に対する報告の徴 収及び請求又は営業 の施設への立入り及 びその構造設備等の 検査の実施 4 同法第7条の2の 規定による営業の施 設の構造設備の基準 に適合させるために 必要の措置を採るべ きことの命令 5 同法第8条の規定 による旅館業の営 営の許可の取消し又は 営業の停止の命令								○	保健所長		
	二十五 旅館 業法施行規	1 同規則第4条の規 定による旅館業の								○	保健所長		

7	同法第9条第1項の規定による増幅又は動力の装置の許可					○		
8	同法第9条第2項において準用する同法第4条第2項の規定による増幅又は動力の装置の不許可の通知					○		
9	同法第9条第2項において準用する同法第5条第2項の規定による増幅又は動力の装置の許可の有効期間の更新					○		
10	同法第9条第2項において準用する同法第6条第1項の規定による増幅又は動力の装置の工事の完了又は廃止の届出の受理					○		
11	同法第9条第2項において準用する同法第7条第1項の規定による増幅又は動力の装置の許可の取消し及び同条第2項の規定による公益上必要な措置の命令					○		
12	同法第9条第2項において準用する同法第8条の規定による原状回復の命令					○		
13	同法第10条第1項の規定による温泉の採取の制限の命令					○		
14	同法第11条第1項の規定による環境大臣への協議					○		
15	同法第12条第1項の規定による温泉のゆう出量等に対する影響の防止に必要な措置の命令及び同条第2項の規定による関係行政への協議					○		
16	同法第13条第1項の規定による温泉の利用の許可及び同条第3項の規定による不許可並びに同法第4項において準用する同法第4条第2項の規定による不許可の通知						○	保健所長
17	同法第14条第3項の規定による温泉の成分等の標示の届出の受理及び同法第4項の規定による内容の変更の命令						○	保健所長
18	同法第15条第1項の規定による温泉成分分析を行う施設の登録及び同法第2項の規定による登録の申請の受理					○		
19	同法第15条第3項の規定による登録簿への登録					○		
20	同法第15条第5項の規定による登録又は登録拒否の通知					○		

		出の受理							
		8 同規則第5条の規定による温泉の承用の廃止の届出の受理							○ 保健所長
三十六	鳥取県温泉法施行細則の一部を改正する規則(平成14年鳥取県規則第41号)同規則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の鳥取県温泉法施行細則に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条の規定による温泉掘削工事等の着手等の届出の受理						○	
三十七	計量法(平成4年法律第1号)に基づく知事の権限に属する事務(計町村長に委任したものを除く。)	1 同法第10条第2項の規定による必要な措置を採るべきことの勧告						○	
		2 同法第10条第3項の規定による勧告に従わなかった旨の公表	○						
		3 同法第15条第1項の規定による必要な措置を採るべきことの勧告						○	
		4 同法第15条第2項の規定による勧告に従わなかった旨の公表	○						
		5 同法第15条第3項の規定による勧告に係る措置を採るべきことの命令						○	
		6 同法第16条第1項第2号イに規定する特定計量器の検査の実施						○	
		7 同法第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査の実施						○	
		8 同法第21条第2項の規定による定期検査の実施の公示	○						
		9 同法第21条第3項の規定による届出の受理及び定期検査の期日等の指定						○	
		10 同法第25条第1項の規定による計量士が検査を行った旨の届出の受理						○	
		11 同法第30条第1項の規定による指定定期業務規程又はその変更の認可(同法第121条第2項において準用する同法第30条第1項の規定による指定計量証明検査機関に係るものを含む。)	○						
		12 同法第30条第3項の規定による検査機	○						

																量器を製造する旨の届出又は同法第2項ただし書の規定による輸出のため特定計量器を販売する旨の届出の受理
																25 同法第55条ただし書の規定による輸出のため特定計量器を販売する旨の届出の受理
																26 同法第7条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による輸出のため特定計量器の取壊等をする旨の届出の受理
																27 同法第5条第2項の規定による装置検査の実施
																28 同法第80条ただし書の規定による輸出のため特定計量器を製造する旨の届出の受理
																29 同法第82条ただし書の規定による輸出のため特定計量器を販売する旨の届出の受理
																30 同法第91条第2項の規定による品質管理の方法についての検査の実施
																31 同法第86条第1項ただし書の規定による輸出のため特定計量器を製造する旨の届出の受理
																32 同法第102条第1項の規定による基準器検査の実施
																33 同法第107条の規定による計量証明の事業の登録
																34 同法第10条第1項の規定による事業規程又はその変更の届出の受理
																35 同法第10条第2項の規定による事業規程の変更命令
																36 同法第11条の規定による適合命令
																37 同法第13条の規定による登録の取消し又は事業の停止の命令
																38 同法第16条第1項の規定による計量証明検査の実施
																39 同法第20条第1項の規定による計量士が検査を行った旨の届出の受理
																40 同法第27条第3項の規定による計量管理の方法についての検査の実施
																41 同法第47条第1項の規定による届出

							所長
						○	保健所長
	4	同法第30条第2項 （同法第22条において準用する場合を含む。）の規程による食品衛生に関する監視又は指導を行わせること。 （一） 西伯郡内のと畜場に係るもの（食肉衛生検査所の分掌事務に係るものに限り。） （二） （一）以外のもの					○ 食肉衛生検査所長 ○ 保健所長
	5	同法第48条第8項の規程による食品衛生管理者の氏名等の届出又は食品衛生管理者の変更の届出の受理				○	保健所長
	6	同法第52条第1項の規程による飲食店営業等を営むことの許可				○	保健所長
	7	同法第53条第2項の規程による許可営業者の地位の承継の届出の受理				○	保健所長
	8	同法第54条（同法第22条において準用する場合を含む。）の規程による食品等の廃棄等の命令 （一） 西伯郡内のと畜場に係るもの（食肉衛生検査所の分掌事務に係るものに限り。） （二） （一）以外のもの					○ 食肉衛生検査所長 ○ 保健所長
	9	同法第55条第1項の規程による営業の許可の取消し、営業の禁止又は営業の停止				○	保健所長
	10	同法第56条（同法第22条において準用する場合を含む。）の規程による施設の整備改善の命令又は営業許可の取消し若しくは営業の禁止若しくは停止				○	保健所長
	11	同法第58条第2項の規程による食品等に起因して中毒した患者又はその疑いのある者について、保健所からの報告の受理及び同法第3項の規程による厚生労働大臣への報告	○				
	12	同法第59条第1項又は第2項の規程による死体を解剖し得ることの決定	○				
二	食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）に基づく知事の	1	同規則第1条の規程による申請事項の変更届の受理				○ 保健所長

	9	同法第7条第1項の規定によると畜場の設置者等からの報告の徴収又はと畜場への立入検査等							○	食肉衛生検査所長
	10	同法第8条第1項の規定によると畜場の設置の許可の取消し又はその施設の使用の制限若しくは停止の命令	○							
	11	同法第8条第2項の規定によると畜場若しくは調理解体の業務の停止の命令又はと畜場若しくは調理解体の禁止							○	食肉衛生検査所長
六 と畜場法	1	同法第4条第2号の規定によると畜場以外の場所においてと畜することがやむを得ない事態の指定又調畜のと畜場の許可							○	食肉衛生検査所長
	2	同法第7条の規定によると畜場の検査の申請書の受理							○	食肉衛生検査所長
	3	同法第9条の規定によると畜場内で解体された調畜の肉等で検査に合格したものの検印の押印							○	食肉衛生検査所長
七 調理解体法	1	同法第3条第1項の規定による調理解体の免許	○							
	2	同法第3条第2項の規定による調理解体場の実施		○						
	3	同法第5条第3項の規定による調理解体免許の交付		○						
	4	同法第6条の規定による調理解体免許の取消し		○						
八 調理解体法	1	同法第11条第1項の規定による調理解体者の名簿の訂正		○						
	2	同法第12条による調理解体者の名簿の登録の削除		○						
	3	同法第13条第1項の規定による調理解体免許の書換交付		○						
	4	同法第14条第1項の規定による調理解体免許の再交付		○						
九 製菓衛生師法	1	同法第4条第1項の規定による製菓衛生師試験の実施	○							
	2	同法第7条第2項の規定による製菓衛生師の免許又は同法第3条の規定による製菓衛生師免許の交付		○						
	3	同法第8条の規定による製菓衛生師の免許の取消し	○							
十 製菓衛生師法	1	同法第3条第1項の規定による製菓衛生師試験の実施	○							

假令41年 政令第387 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	生師の名簿の訂正									
	2 同令第4条第2項 の規定による製菓衛生 師の名簿の登録の 消除					○				
	3 同令第5条第1項 の規定による製菓衛生 師免許証の書換え 交付					○				
	4 同令第6条第1項 の規定による製菓衛生 師免許証の再交付					○				
十一 鳥取県 ふぐの取扱 い等に関す る条例(平 成6年鳥取 県条例第7 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同条例第4条第1 項及び第3項の規定 によるふぐ処理師の 免許及び免許証の交 付					○				
	2 同条例第4条第2 項の規定によるふぐ 処理師名簿の登録					○				
	3 同条例第4条第4 項の規定による免許 証の書換え					○				
	4 同条例第4条第5 項の規定による免許 証の再交付					○				
	5 同条例第5条の規 定によるふぐ処理師 試験の実施					○				
	6 同法第6条第3項 の規定によるふぐ処 理師試験委員の委嘱 又は任命					○				
	7 同条例第9条第2 項の規定による意見 の聴取					○				
	8 同条例第11条の規 定によるふぐ処理師 免許の取消					○				
	9 同条例第2条第1 項の規定によるふぐ 取扱 営業の認証								○	保健所長
	10 同条例第2条第3 項の規定による認証 営業台帳の登録及び 認証証の交付								○	保健所長
	11 同条例第2条第4 項の規定による認証 証の書換え								○	保健所長
	12 同条例第2条第5 項の規定による認証 証の再交付								○	保健所長
	13 同条例第4条第3 項の規定による認証 営業者の地位の承継 に伴う認証営業台帳 の登録及び認証証の 書換え交付								○	保健所長
	14 同条例第5条の規 定による認証の取消 し								○	保健所長
	15 同条例第9条の規 定による報告の徴収 及び立入検査								○	保健所長
十二 鳥取県 ふぐの取扱 い等に関す る条例施行 規則(平成	1 同規則第3条の規 定による死亡等の届 出及び返納された免 許証の受理及び登録 の抹消					○				

16年鳥取県規則第8号)に基づく知事の権限に属する事務	2 同規則第7条の規定によるふく処理師試験の合格証の交付								○												
	3 同規則第26条の規定による送達された認語の受理及び登録の抹消																			○	保健所長
十三 鳥取県魚介類卸商条例(昭和40年鳥取県条例第9号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第2条第1項の規定による魚介類卸商を営むことの許可																			○	保健所長
	2 同条例第4条の規定による行前鑑札の交付																			○	保健所長
	3 同条例第7条の規定による行前鑑札の再交付																			○	保健所長
	4 同条例第10条第1項の規定による魚介類卸商への報告の請求又は検査の実施																			○	保健所長
	5 同条例第11条の規定による食品衛生上の危害の発生を防止するため必要は措置の命令																			○	保健所長
	6 同条例第12条の規定による営業の停止の命令又は魚介類卸商の許可の取消し																			○	保健所長
十四 鳥取県魚介類卸商条例施行規則(昭和40年鳥取県規則第29号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条の規定による魚介類卸商の許可に係る営業用の容器への標識の張り付け																			○	保健所長
	2 同規則第9条の規定による許可申請書の記載事項の変更に係る変更届の受理																			○	保健所長
	3 同規則第10条の規定による魚介類卸商の廃業に係る廃業届の受理																			○	保健所長
十五 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条の規定による食鳥処理の事業の許可																			○	保健所長
	2 同法第6条第1項の規定による食鳥処理場の構造等の変更の許可																			○	保健所長
	3 同法第8条の規定による食鳥処理の事業の許可の取消し又は事業の停止の命令																			○	保健所長
	4 同法第9条の規定による食鳥処理場の整備改善の命令若しくは使用の禁止又は事業の許可の取消し若しくは事業の停止の命令																			○	保健所長
	5 同法第13条の規定による食鳥処理場管理者の解任の命令																			○	保健所長
	6 同法第16条第1項の規定による小規模食鳥処理業者の確認規程の認定及び同法第2項の規定による変更の認定																			○	保健所長

7 同法第16条第6項の規定による認定小規模食鳥処理業者に対する食鳥処理衛生管理者の兼任命令						○	保健所長
8 同法第16条第8項の規定による認定小規模食鳥処理業者の確認処理の認定が効力を失う期日の決定						○	保健所長
9 同法第16条第9項の規定による認定小規模食鳥処理業者への人材育成指導及び助言						○	保健所長
10 同法第20条の規定による食鳥肉等を食用に供することができないと認めるとき、又は食鳥のと殺等により病原体を伝染するおそれがあると認めるときの措置の実施						○	保健所長
11 同法第24条第1項の規定による指定検査機関で食鳥検査を委任した旨の厚生労働大臣への報告及び当該指定検査機関の名称等の公示	○						
12 同法第24条第3項の規定による指定検査機関の名称等を変更する旨の公示	○						
13 同法第28条第2項の規定による指定検査機関の業務規程の変更に対する意見の提出	○						
14 同法第29条第2項の規定による指定検査機関の事業計画及び収支予算又はその変更に対する意見の提出	○						
15 同法第31条第2項の規定による指定検査機関に対する食鳥検査の業務の適正な実施のため必要措置を採るべき旨の指示	○						
16 同法第32条第3項の規定による指定検査機関の食鳥検査の業務の休止又は廃止の許可に伴う厚生労働大臣への意見の提出	○						
17 同法第34条第1項の規定による指定検査機関に対して食鳥検査を行わずに旨の通知及び同法第2項の規定によるその旨の厚生労働大臣への報告及び公示	○						
18 同法第35条第1項の規定による指定検査機関で食鳥検査の業務の休止の許可を受けたとき、厚生労働大臣が指定検査機関に対して食鳥検査の業務の停止を命じたとき、又は天災その他の事由により指定検査機関が食鳥検査の業務を実施することが困難となった場合の検査の実施	○						
19 同法第35条第3項の規定による食鳥検査	○						

		査の業務を行うこと となる旨又は行うこと となる事由がなくな った旨の公示							
		20 同法第37条第1項 の規定による食鳥処 理業者等に対する業 務の状況の報告の徴 取						○	保健所長
		21 同法第37条第2項 の規定による指定検 査機関に対する食鳥 検査の業務等の報告 の徴取			○				
		22 同法第38条第1項 の規定による食鳥処 理場等への立入り及 び設備等の検査、関 係者への質問又は食 鳥肉等の取扱の実施						○	保健所長
		23 同法第38条第2項 の規定による指定検 査機関の事務所への 立入り及び帳簿等の 検査及び関係者への 質問の実施						○	保健所長
		24 同法第39条の規定 による食鳥検査等を実 施する職員に指定 (一) 保健所の職員 に係るもの (二) (一)以外のもの						○	保健所長
十六 肥料取締法(昭和 25年法律第 127号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1	同法第7条第1項 の規定による普通肥 料の登録			○				
	2	同法第10条の規定 による普通肥料の登 録証等の交付			○				
	3	同法第12条第2項 の規定による普通肥 料の登録の有効期間 の更新			○				
	4	同法第13条第1項 の規定による普通肥 料の登録証の書替交 付等			○				
	5	同法第16条第1項 及び第3項の規定に よる公告並びに同条 第4項の規定による 農林水産大臣及びす べての都道府県知事 への通知			○				
	6	同法第16条の2の 規定による指定適合 肥料の生産業者及び 輸入業者の届出の受 理			○				
	7	同法第19条第2項 の規定による規格に 適合しなくなった場 合等における普通肥 料の規格変更の許可			○				
	8	同法第21条の規定 による肥料の施用上 の注意等を表示すべ き旨の命令			○				
	9	同法第22条の規定 による特殊肥料の生 産業者及び輸入業者 の届出の受理			○				
	10	同法第23条の規定 による販売業務につ いての届出の受理			○				